

(目的)

第1条 戦略推進プロジェクトへの参画を通じ、県や関係者等との意見交換、新たな視点の提案などにより、プロジェクトの実効性のある推進や、効果的な広報・PR手法を検討する「兵庫県地域創生アクション委員会」(以下、委員会という)を開催する。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 戦略推進プロジェクトへの参画を通じ、改善点や新たな視点の提案に関するこ
- (2) 効果的な広報・PR手法に関するこ
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会の議事を進行するため、委員の互選により、委員長を選任する。委員長は、委員の承認を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。

- 2 委員長代理は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会の会議は、企画部長が招集する。

- 2 その他の開催形式として、現地視察や事業者との意見交換等とすることができる。
- 3 企画部長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び委員会に係る職務への従事を求めることができる。

(公開)

第6条 委員会は、公開とする。ただし、委員会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

議事録、議事要旨及び委員会資料は、原則として公開とする。

(謝金)

第7条 委員(県の職員である者を除く。)及び第5条第3項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員(県の職員である者を除く。)及び第5条第3項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の額は、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則**(施行期日)**

- 1 この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

兵庫県地域創生アクション委員会 委員名簿

(五十音順)

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|---|
| 上村 敏之 | 関西学院大学経済学部教授 |
| 岡本 麻紀子 | 日本イーライリリー株式会社 研究開発メディカルアフェアーズ 統括本部 プロジェクトマネジメント本部 部長 |
| 桂 敦子 | 神戸親和大学文学部国際文化学科教授 |
| 河野 圭一 | 株式会社ワールド・ワン代表取締役会長 |
| 富田 祐介 | 株式会社シマトワース代表取締役 |
| 西山 桃子 | 株式会社西山酒造場取締役女将 |
| 飛田 敦子 | 認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸事務局長 |
| 安枝 英俊 | 兵庫県立大学環境人間学部教授 |

(第6条関係)

支給額

会議への出席及びその他委員会に係る職務に従事した場合

委員長 1日につき 15,700円とする。

委員(第5条第3項に定める者を含む) 1日につき 12,600円とする。